

①

国総建第42号

平成23年5月20日

社団法人全国解体工事業団体連合会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



東日本大震災に係る災害廃棄物の撤去の迅速な実施への協力について（要請）

貴団体におかれましては、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害応急対策等へのご協力に感謝申し上げます。

東日本大震災に係る災害廃棄物については、政府の被災者生活支援チームの下に設置された「災害廃棄物処理等の円滑化に関する検討会議」における検討を経て、5月16日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課から「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）について」が関係県廃棄物行政主管部（局）宛に通知されました。

また、5月20日には、政府の緊急災害対策本部において「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」が決定されました。

ここでは、生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）について、8月末までを目途に概ね撤去するとされましたが、この円滑な推進のためには、建設機械の調達や人材の確保など、建設業界の協力が重要であります。

つきましては、貴団体におかれましては、関係地方公共団体から、迅速な撤去の執行体制の確立などについての協力要請等があった場合には、迅速に対応して頂きますようお願いいたします。

がれき処理の迅速化へ

県外業者の活用要請

環境省は20日、東日本大震災で被災した7県に対し、県外業者や県外の処理施設を活用して、がれき処理を迅速化してもらう要請した。同省はがれき処理に活用するマスターマンや、居住地域以外などを優先的に活用し、6月末までに仮置場への移動を完了する目標を立てた。県内業者は、仮置場の目標に間に合わないケースを想定し、地元関係に配慮した上で、県外業者の活用も促す。東北地方建設事務所は「自治体内外の相互連携を促した。」(右面に関連記事)

環境省

環境省は20日、青森県▽岩手県▽宮城県▽福島県▽茨城県▽千葉県▽栃木県▽群馬県▽埼玉県▽東京都▽神奈川県▽新潟県▽富山県▽石川県▽福井県▽山梨県▽長野県▽岐阜県▽静岡県▽愛知県▽三重県▽滋賀県▽京都府▽和歌山県▽奈良県▽大阪府▽兵庫県▽徳島県▽香川県▽愛媛県▽高知県▽福岡県▽佐賀県▽大分県▽熊本県▽鹿児島県▽沖縄県に、がれき処理の迅速化を要請した。また、被災地の自治体や、県外の業者や施設に、がれき処理の迅速化を要請した。また、被災地の自治体や、県外の業者や施設に、がれき処理の迅速化を要請した。

受け入れ体制に関する調査を行い、622の市町村から、自治体の所有施設(倉庫・倉庫等)と連携して、受け入れ可能な自治体は、約1割に達している。また、国土交通省と連携して、海・鉄道を利用した輸送体制を整備している自治体は、約2割に達している。

受け入れ可能な自治体は、仮置場への移動を6月末、中間処理・最終処分を2011年5月末までに完了

体制の構築も進んでいる。このほかの地域では、仮置場への移動が11月末、中間処理・最終処分を10月末までに終える計画だ。被災3県のがれき推計量は2400万トンで、仮置場への搬入した割合(6月15日時点)は、岩手県が10%、宮城県が14%、福島県が11%。

がれき処理

建設業団体への要請や相談窓口設置

国土交通省は、東日本大震災で発生した膨大ながれき処理に迅速化するための取り組みを強化する。がれき処理に当たっては、被災地の自治体や、県外の業者や施設に、がれき処理の迅速化を要請した。また、被災地の自治体や、県外の業者や施設に、がれき処理の迅速化を要請した。

また、国土交通省は、被災3県のがれき推計量を2400万トンと推定し、仮置場への搬入した割合(6月15日時点)は、岩手県が10%、宮城県が14%、福島県が11%と報告した。

国交省が対応強化

建設新聞

二〇一一年(平成二十三年)五月二十三日